

## 宇部市支援対象児童等見守り強化事業実施要綱

### (目的)

第1条 国の定める「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、家庭環境の変化等による児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、市が見守りの必要があると認めた児童等に対し、民間団体等が居宅訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じて見守り体制の強化を図るとともに、必要に応じて市や関係機関に情報提供を行い、適切な支援につなげることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 実施主体は、宇部市（以下「市」という。）とする。

### (実施者)

第3条 市がこの事業を委託する実施者は、こども食堂及びこどもに対する宅食等の支援を行う民間団体等（以下「実施者」という。）とする。

### (対象者)

第4条 市が見守りの必要があると認めた児童等は、要保護児童対策地域協議会で支援対象児童等として登録されているこども等だけでなく、地域から孤立しがちな子育て家庭及び妊娠又は子育てに不安感を持つ家庭等のこども又は妊婦等を含む（以下「こども等」という。）。

### (事業内容)

第5条 実施者は、こども等の居宅を訪問等して、次に掲げる事項を実施する。この場合において、第1号は必ず実施し、第2号から第4号までは必要に応じて実施する。

- (1) こども等の状況の把握
- (2) 食事の提供
- (3) 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- (4) 学習習慣の定着等の学習支援

2 その他、市が必要と認める業務が発生した場合には、実施者は、市と協議の上、速やかに当該業務を実施すること。

### (実施方法)

第6条 実施者は、こども等に対する状況把握について、原則週1回とし、市と協議の上、必要と認められた回数を実施する。こども等の状況に応じて必要な場合は、市と協議の上、追加して実施すること。

2 市は、実施者が事業実施を通じて把握した、こども等の様子、家庭状況等について、適宜、実施者から報告を受け情報共有を図り、必要な支援・措置につなげる。

3 実施者は、こども等への対応に十分配慮すること。

(留意事項)

- 第7条 食事の提供には、居宅訪問等によるこども等の状況の把握をせず、単に食事の提供のみを行う場合及び市が必要と認めたこども等以外に対する食事の提供については、本事業の対象とはならないこと。
- 2 事業の実施に当たっては、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。
- 3 こども等の状況の把握に当たっては、対面による実施を原則としつつ、感染症感染拡大防止等の観点から、ICT機器を活用した通信手段を用いて把握を行うなどの工夫を行うことができるよう検討すること。

(個人情報保護)

第8条 実施者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(実績報告)

- 第9条 実施者は、本事業に関する業務の実施状況を、毎月定期的に市へ報告しなければならない。また、3か月に1回程度市と実施者は協議を行うこととする。
- 2 前項に定めるもののほか、実施者は、市の求めに応じ、本事業に関し、市が指示する事項を随時報告することとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、実施者は、当該受託業務に係る契約期間が終了したときは、速やかに、その実施した事業の業務に関し事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。